

救急医療シンポジウム実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市救急医療シンポジウム実行委員会（以下「委員会」という。）が実施する事業に対して救急医療シンポジウム実行委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、委員会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 船橋市救急医療シンポジウムの実施に関すること
- (2) その他委員会の目的達成に必要と認められること

(交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。この場合において、懇親会費等当該事業の直接経費とならない経費は、交付金の対象経費としない。

2 国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合において、当該補助金等の対象となる経費は、交付金の対象経費としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

(関係書類の整備)

第5条 本交付金に係る経費の收支を明らかにした書類を、額の確定の日の属する年度の翌年度から10年間整備しておかなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

交付対象経費		
(1)報償費	・報償金	講師謝礼、出演者・出演団体謝礼
(2)旅費		視察等旅費
(3)需用費	・消耗品費 ・食糧費 ・印刷製本費 ・修繕料	会議・イベント用消耗品費、記念品代、図書購入費 委員茶代、出演者茶代、出演者昼食代 チラシ・ポスター・報告書・プログラム印刷費 備品修繕料
(4)役務費	・通信運搬費 ・手数料 ・筆耕翻訳料 ・保険料	郵送用切手代、書類・使用物品等送料 振込手数料 速記・反訳料 傷害保険料、賠償責任保険料
(5)委託料		会場設営費
(6)使用料及び賃借料		施設使用料、物品・設備賃借料
(7)備品購入費		会議・イベント用備品購入費、図書購入費